

堺市景観計画（改定案）についてのご意見の要旨と本市の考え方

	ご意見の要旨	市の考え方
○第2章 地域別景観形成方針		
1	新金岡地域の古い団地のまちなみは、イメージが良くないし、住みたいと思えるような地域の景観ではないと思う。新金岡＝団地の街というイメージは変えるべき景観上の課題ではないか。	新金岡地区では、昭和 40 年代を中心とした住宅開発により多くの公的賃貸住宅等が建設されました。現在は更新時期を迎え、建替え等が進んでおり、魅力ある拠点としてのにぎわいや質の高い景観形成が求められています。 これを踏まえ、新金岡駅周辺の景観形成の方針を「豊かな緑やこのエリアの利便性を強みとしたにぎわいある景観」としています。 また、住環境の更新や生活環境の魅力向上に向け、新金岡地区活性化推進プランの策定に取り組んでいます。
2	堺市総合防災センターや堺市立総合医療センターについても計画に記載するべきではないか。	堺市総合防災センターについては P36「○美原都市拠点」に説明及び写真を追記します。 また、堺市立総合医療センターについては P29 に「○津久野駅周辺」として説明及び写真を追記します。
3	少子高齢化が著しい泉北ニュータウン地域において古い建築物の建替えを進めるにあたっては、多様な自然風景を生かすため駅周辺以外ではなるべく低層住居を中心とした景観形成を図ってほしい。	泉北ニュータウンが一層発展し、周辺地域と一体となった持続的な成長を実現するため、「SENBOKU New Design」を策定しました。「より豊かに暮らせるまち」の実現に向け、基本方針の 1 つに「豊かな緑空間と多様な都市機能が調和したまち」を定め、泉北ニュータウンの価値を高めるための取組を進めています。 本計画においても、泉北ニュータウンを含む丘陵市街地の景観形成方針を「活力を感じる景観形成と緑豊かな郊外住宅地景観、周辺の自然及び田園景観の保全」と定め、泉北ニュータウンでは緑豊かな住宅地景観の保全に加え、公的賃貸住宅や公共施設の更新にあたっては周辺と調和した魅力的な景観形成を図ることとしています。

	ご意見の要旨	市の考え方
○第４章 景観形成の推進方策		
4	「景観重要建造物」の指定について触れているが、堺市には１件もない。堺市には指定しなければならないような魅力的な建造物も景観も存在しないということになるが、このようなところに観光客に来てもらおうと本気で考えているとは思えない。	本市には長い歴史を物語る貴重な建造物などの歴史文化資源が今も残っています。 それらを生かし地域の特性に応じた魅力を創出するため、必要に応じて景観法や文化財保護法における各種制度を用いて保全・活用を図ります。
5	「重点的に景観形成を図る地域」等の取組については、都市ブランド形成の観点からも重要である。 幹線道路の両側でルールが異なると、イメージの形成上課題が多いため、幹線道路の両側は同じルールで統一してもらいたい。	本計画では、重点的に景観形成を図る地域として、百舌鳥古墳群周辺地域及び堺環濠都市地域を指定しています。 このうち百舌鳥古墳群周辺地域は、古墳の静寂さや雄大さを感じられる景観保全を目的に古墳群全体を囲む地域として、土地利用状況や道路、河川、鉄道といった地形地物などから、地域としてのまとまりを勘案して範囲を定めています。 また、堺環濠都市地域は、江戸期に形成された環濠都市の面影が残り歴史的なまちなみを有する環濠に囲まれた地域を範囲として定めています。 地域内における市民や事業者の皆様のご協力により景観形成が進むことで、周辺地域においても景観誘導の波及効果が期待できると考えています。
6	「堺環濠都市」や「環濠都市堺」は歴史的にも学術的にも一般的にも長く使われ、広く理解されていると思うが「環濠エリア」については、堺市として今後も、この用語を使用するのであれば、明確に定義すべきではないか。	本計画における環濠都市という表記は、重点的に景観形成を図る地域として「堺環濠都市地域」の区域を指定する必要があることから、堺市歴史的風致維持向上計画における環濠都市の表記を踏まえ「堺環濠都市地域」としています。 なお、各種計画やビジョンでは、かつて環濠に囲まれていた範囲を「環濠エリア」としています。

	ご意見の要旨	市の考え方
7	今回の景観計画では、歴史的なまちなみや歴史文化景観に配慮するかのように記載しているが、環濠都市北部地区における景観形成の取組も進んでおらず、市として取り組む姿勢がないのではないか。	堺環濠都市地域は江戸期に形成された環濠都市の面影を残す歴史的なまちなみを有しています。 本市ではこれまでも地域と連携しながら、町家の外観修景の補助など歴史的なまちなみ再生に向けた事業等を実施し、この地域にふさわしい魅力的な景観形成に取り組んできました。 今後とも市民・事業者・行政が協働でまちなみ特性に配慮した景観形成を進めるため、本計画において、方針の1つに堺環濠都市地域における歴史的なまちなみを保全しそれらと調和した景観を形成することを定めています。
8	大小路筋の表記について、文久の堺大絵図に「大小路通」と書かれている。南北の道を示す「筋」を使った「大小路筋」と表記するのは混乱を招くのではないか。 P86 の注に「景観形成基準では、大小路線（大小路筋）を大小路筋と表記する」とあるが、大小路筋は愛称であり、歴史的な名称である大道筋と併用して使うと市民に誤解を招くため、是正すべきではないか。	「大小路筋」の名称は市制 100 周年の記念事業の一つとして、道路をよりわかりやすく親しみやすいものとするため、平成元年度に市内の主要な道路 10 路線の愛称を公募し「大小路筋」に決定したものです。 これを踏まえて、本計画において、市道名である「大小路線」と愛称である「大小路筋」の呼び方で記載しています。
○その他		
9	大道筋は、綾ノ町以北でも道巾は狭くなるが続いている。道路標識の表示について、他では「大道筋」と表記されているのに、錦之町では「大道筋」となっている。間違っていないか確認されたい。	「大道筋」の道路標識について、市制 100 周年の記念事業の一つとして、道路をよりわかりやすく親しみやすいものとするため、平成元年度に市内の主要な道路 10 路線の愛称を公募し、その際、綾之町西から南半町東までの道路を「大道筋」という愛称にすることが決まり、平成 2 年度に当該標識を設置したものです。 なお、錦之町にある道路標識は、その「大道筋」の起点にあることから「大道筋」と表記しています。

	ご意見の要旨	市の考え方
10	竹内・高野・熊野など旧街道が交差し、まちなみが形成されてきた歴史を伝えるため、可能な限りまちなみを保存し、街道の歴史を伝える資料施設を設置してもらいたい。	本市ではこれまで旧街道において、地域の歴史特性を伝えるため案内板や路面シートの設置などを進めてきました。 街道の歴史的なまちなみ景観の保全にあたっては、市民・事業者による地域の景観に関する理解や関心を高める必要があるため、引き続き関係自治体と連携し周知啓発などの取組を進めたいと考えています。
11	道路の無電柱化について計画に記載してはどうか。 堺環濠都市地域の景観形成方針について、「歴史的なまちなみを保全し、それらと調和した景観を形成します。」とあるが、鉄炮鍛冶屋敷の周辺を見ても道路の舗装や電柱の景観が目障りとなるなど市の取組が進んでいないように思う。無電柱化についても、都市計画審議会で指摘があったと思うが、景観計画でも記載すべきである。	堺環濠都市地域の景観形成方針については、市民・事業者・行政が景観形成の共通の課題として認識し景観形成を進めるため、今回の改定で定めたものです。 また、本市では、防災・安全・景観の観点を踏まえ、計画的かつ迅速な無電柱化を図るため「堺市無電柱化推進計画」を策定しています。 「堺市景観計画」においても、良好な都市景観の創出や地域の魅力向上などの取組が進められているエリアにおける無電柱化の推進は今後取り組むべき課題であるため、P67「（３）公共事業による景観形成」に追記します。
12	歴史的なまちなみが残る堺環濠都市地域について、重要文化的景観の選定を目指すべきだと思う。 堺環濠都市地域における文化的景観について、文化庁が設置した『採掘・製造、流通・往来及び居住に関連する文化的景観の保護に関する研究会』が平成19年(2007)に実施した調査において、堺環濠都市は、『中・近世の町割が基盤となって形成される現在の都市景観』の典型的・代表的なものとして、全国でも66件のみが選択されている重要地域に位置付けられている。」というもので、「堺環濠都市」は、国のレベルでも、その重要性が認められているものである。「堺市歴史的風致維持向上計画」では文化的景観についての記載があるが、景観計画で触れられていないのは問題ではないか。	重要文化的景観の選定については、文化的景観としての重要性や保存に必要な措置を講じる必要があるため、堺市歴史的風致維持向上計画（第2期）において「文化的景観の観点からの価値の把握に努める。」としています。 本計画では、堺市歴史的風致維持向上計画を関連計画としており、引き続き連携しながら良好な景観形成に向けた取組を進めます。